



みなし贈与と総則 6 項

/非同族株主への取引相場のない株式の譲渡

第 21 回 2008 年（平成 20 年）5 月 30 日

発表 風岡 範哉

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

みなし贈与と総則 6 項/非同族株主への取引相場のない株式の譲渡
東京地裁平成 17 年 10 月 12 日判決 (TAINS Z888-1030)

風 岡 範 哉

1. 制度の概要

相続税法 7 条は、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合において、当該財産の譲渡を受けた個人が、その対価と財産の「時価」との差額に相当する金額を、譲渡人（個人）から贈与によって取得したものとみなす旨規定している。

(1) 時価は「個別評価」か「相続税評価額」か

低額譲渡（相法 7 条）における「時価」は、実務上、個別評価とするものと評価通達を準用するものの 2 つがある。

個別評価とする場合は、時価は、財産の譲受の事情、当該譲受の対価、当該譲受に係る財産の市場価額、当該財産の相続税評価額などを勘案して社会通念に従い判断すべきものとされ、個別に時価を算出し、対価が著しく低額か否かの判断を行う。

通達を準用する場合は、時価は、客観的交換価値を意味するものの、課税庁の事務負担の軽減、課税事務の迅速な処理等の見地から、また、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から、通達による評価を時価とみなすとされている。

(2) 静的評価と動的評価

土地評価の実務では、対価を伴う取引の場合（動的評価、フローの局面）には、一般の相続や遺贈のような偶発的な無償取得の場合（静的評価、ストックの局面）と異なり、偶発的に発生するものではなく、自由な取引として当事者が取引の時期等を自由に選択でき、財産の時価を認識した上で双方の合意に基づいて財産の移転ができることから、評価上の安全性に配慮した相続税評価額を適用するのではなく、個別評価によるものと解されている。

取引相場のない株式は、土地の場合と異なり、評価が困難であることや負担付贈与通達の適用がないことから、通達による評価を前提としている。

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

【土地の場合】

	相続税・贈与税 (静的・ストック)	所得税・法人税 (動的・フロー)	みなし贈与
求める評価額	相続税評価額	通常取引価額	
評価の方式	財産評価基本通達 (路線価方式、倍率方式)	個別評価 (不動産鑑定評価書、 公示価格比準、土地価 格比準表)	
評価の安全性 (注 1)	考慮する	考慮しない	
総則 6 項	あり	なし	

注 1 評価の安全性とは、例えば、路線価 (時価の 80% 評価) の採否、相当の地代を収受している貸宅地の 20% 減価、市街地周辺農地の 20% 減価、庭園設備・構築物の 70% 評価が考えられる。

【株式の場合】

	相続税・贈与税 (静的・ストック)	所得税・法人税 (動的・フロー)	みなし贈与
求める評価額	相続税評価額	通常取引価額	
評価の方式	財産評価基本通達 (類似業種比準方式、 純資産価額方式、配当 還元方式)	法基通 9-1-13、所基通 23~35 共-9 ①売買実例方式 ②類似法人比準方式 ③純資産価額等を参酌 ④財産評価基本通達	
評価の安全性 (注 2)	考慮する	考慮しない	
総則 6 項	あり	なし	
備考		課税上弊害がある場合には、 評価通達を準用しない	

注 2 評価の安全性とは、例えば、上場株式の以前 3 か月間の評価上の斟酌、類似業種比準方式における斟酌 (大会社 0.7 中会社 0.6 小会社 0.5)、純資産価額方式における法人税額等相当額の控除、純資産価額方式における小会社の 50% 以下の株主における 20% 減価の採否が考えられる。

2. 事案の概要

(1)原告Xは、オーストラリア連邦の国籍を有し、同国に住所を有する外国人である。

(2)A社（評価会社）は、電子秤等の製造、販売等を事業内容とする非上場会社であり、電子秤の分野では国内のトップシェアを占め、従業員数は1000人を超え、国内に30数箇所の営業所を有し、海外にも工場がある。同社の関連会社として、B社及びC社がある。

同社の平成6年末における発行済株式数は960万株、1株当たりの券面額は50円、資本金の額は4億8000万円である。

貸借対照表における資産の合計額は209億2032万円、負債の合計額は132億0147万円、資本の部の合計額は77億1885万円である。

損益計算書における売上高は277億6621万円である。

(3)原告は、昭和50年以降A社の海外代理店として、同社製の電子秤を独占的に販売しているD社（オーストラリア）の会長職にある。

(4)本件売買取引に関連する事実

平成7年2月16日、原告はA社の取締役会長Z（譲渡人）から、A社の株式63万株（本件株式）を、総額6300万円（1株当たり100円）で譲り受けた（本件売買取引）。本件売買取引によって、A社の株主の株式保有割合（発行済株式数に占める保有株式数の割合）は、以下のとおり変動した。

株主等		平成6年末保有割合	平成7年末保有割合
原告		0%	6.6%
株主族	譲渡人	6.6%	0%
	譲渡人と同族関係者	49.0%	47.9%

平成7年3月31日、原告は、本件株式の購入資金として、E銀行a支店（シドニー）から、F社名義で6600万円を借り入れ（本件借入）、譲渡人名義の預金口座に購入代金を送金した。

(5)本件売買実例

譲渡人は、平成6年中に、A社の株式を次のとおり売却した。

契約日	売却先	売買株数	売買金額
平成6年7月27日	J銀行	8万株	総額6344万円（1株当たり793円）
平成6年7月28日	Iキャピタル	2万5000株	総額1990万円（1株当たり796円）
平成6年7月28日	J銀行	2万5000株	総額1990万円（1株当たり796円）
平成6年9月19日	E銀行	1万6000株	総額1268万8000円（1株当たり793円）
平成6年9月20日	Kキャピタル	6万4000株	総額5075万2000円（1株当たり793円）

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

(6)課税処分

被告税務署長は、本件売買取引による原告の本件株式の譲受けが、相続税法 7 条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当するものと認定し、かつ、原告が、平成 7 年分贈与税の申告書を提出していなかったことから、平成 12 年 1 月 18 日付けで、原告が譲渡人から取得した本件株式の数（63 万株）に、1 株当たりの時価 794 円を乗じた金額 5 億 0022 万円と本件株式の売買金額 6300 万円との差額が原告が贈与により取得したものとみなされる金額として同年分贈与税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分をした。

3. 争点

A株式の評価方式

相続税法 7 条にいう「時価」は、相続税評価額か、個別評価か
財産評価基本通達によるべきでない「特別の事情」の有無

4. 当事者の主張

税務署長の主張	納税者の主張
<ul style="list-style-type: none"> ●本件売買取引等の事情に照らせば、本件株式の時価の算定について、配当還元方式によって算定することは極めて不合理であり、評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるといえる。 ●本件売買取引により原告が取得した地位は、A社の事業経営に相当の影響を与え得るものであるから、これを配当還元方式による評価方法を定めた評価通達が予定しているような、事業経営への影響力及び支配力を有しないか、あるいは、極めて影響力の少ない少数株主と同視することはできない¹。 ●本件売買実例における価格は、譲渡人側の事情による売り申込みという状況を前提として取引が行われている中で、A社の財務諸表等に表れた客観的数値を基礎とした合理的な手法によって価格が設定されたものであり、A社の株式の客観的時価を適切に反映しているものと認められるから、本件株式の適正な時価は、本件売買実例価額の平均額である1株当たり794円と評価するのが合理的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被告が主張する事情は、評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情に当たらない。 ●本件では、評価通達により評価すると実質的な租税負担の公平を害するような特別の事情は存しないから、本件株式は原則どおり評価通達に基づいて配当還元方式により評価すべきであり、これによると、本件株式の時価は、1株当たり75円ということになる。そうである以上、原告は、時価を少し上回る1株当たり100円という価格で本件株式を譲り受けたにすぎないので、相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないことは明らかである。 ●本件売買実例における価格は、金融機関側の主観的事情に影響された価格であり、また不特定多数の取引事例であるともいえず、さらにより安価な持株会への売買事例が7件ある点からしても、本件売買実例が適切な売買実例であるとはいえない。

¹ 前述の「税務署長の主張」のほか、被告は、①売買実例 (@794円) が客観的交換価値を適正に反映しており、配当還元方式によった場合にはこれより著しく低額 (@75円) に算定されることとなって不当であり、このこと自体が通達によるべきでない特別の事情と主張する。

また、②当時の定期預金の利回りが1.135%、原告の借入金の金利が1.43%であることから高い資本還元率10%が設定されている評価通達どおり配当還元方式で算定することは考えられないと主張する。

5. 判決要旨

(1) 相続税法 7 条の時価—評価通達の準用—

相続税法 7 条にいう「時価」とは、同法 22 条にいう「時価」と同じく、財産取得時における当該財産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解される。この点は、評価通達にも記載されているとおりである。

ところで、財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に明確に確定されるものではないことから、課税実務上は、原則として、評価通達の定めによって評価した価額をもって時価とすることとされている。これは、財産の客観的交換価値を個別に評価する方法をとると、その評価方法、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じることを避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、回帰的、かつ、大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあること等から、あらかじめ定められた評価方法により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるという理由に基づくものである。

したがって、評価通達に定められた評価方法が合理的なものである限り、これは時価の評価方法として妥当性を有するものと解される。

そして、これを相続税法 7 条との関係でいえば、評価通達に定められた評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことが実質的な租税負担の公平を著しく害する結果となるなどこの評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情のない限り、評価通達に定められた合理的と認められる評価方法によって評価された価額と同額か、又はこれを上回る対価をもって行われた財産の譲渡は、相続税法 7 条にいう「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないものというべきである。

(2) 財産評価基本通達の一般的合理性

評価通達は、取引相場のない株式の評価方法について、評価会社の規模に応じて場合分けし、評価会社が大会社の場合においては、それが上場会社や気配相場等のある株式の発行会社に匹敵するような規模の会社であることにかんがみ、その株式が通常取引されるとすれば上場株式や気配相場等のある株式の取引価格に準じた価額が付されることが想定されることから、現実に流通市場において価格形成が行われている株式の価額に比準して評価する類似業種比準方式により評価することを原則としている。この評価方式は、具体的には、株価形成要素のうち基本的かつ直接的なもので計数化が可能な 1 株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の 3 要素につき、評価会社のそれらと、当該会社と事業内容が類似する業種目に属する上場会社のそれらの平均値とを比較の上、上場会社の株価に比準して評価会社の 1 株当たりの価額を算定するというものである。このような類似業種比準方式による株式評価は、現実に株式市場において取引が行われている上場会社の株価に比準した株式の評価額が得られる点において合理的であり、取引相場のない株式の算定手法として適切な評価方法であるといえる。

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

ところで、評価通達は、このような原則的な評価手法の例外として、「同族株主以外の株主等が取得した株式」については、配当還元方式によって評価することを定めている。この趣旨は、一般的に、非上場のいわゆる同族会社においては、その株式を保有する同族株主以外の株主にとっては、当面、配当を受領するという以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮したものと解するのが相当である。そして、当該会社に対する直接の支配力を有しているか否かという点において、同族株主とそれ以外の株主とでは、その保有する当該株式の実質的な価値に大きな差異があるといえるから、評価通達は、同族株主以外の株主が取得する株式の評価については、通常類似業種比準方式よりも安価に算定される配当還元方式による株式の評価方法を採用することにしたものであって、そのような差異を設けることには合理性があり、また、直接の経済的利益が配当を受領することに限られるという実態からすれば、配当還元方式という評価方法そのものにも合理性があるというべきである。

(3) 配当還元方式によるべきでない「特別の事情」の有無

そうすると、前判示のとおり、原告は、その保有株式数を前提とする限り、同族以外の株主と評価されるべきなのであるから、評価通達の定めを適用すると、本件株式の価額は、配当還元方式により評価されるべきこととなり、これにより算出される本件株式の価額は、1株当たり 75 円と認められるから、評価通達に定められた評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情のない限り、上記評価額を上回る 1株当たり 100 円の対価で行われた本件売買取引は、相続税法 7 条にいう「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないことになる。被告は、本件では上記の「特別の事情」があると主張するので、以下、被告の主張に沿って検討する。

●原告は会社に対する直接の支配力を有するか

被告は、まず、本件売買取引により原告が取得した地位は、A社の事業経営に相当の影響力を与え得るものであり、配当還元方式が本来適用を予定している少数株主（同族株主以外の株主）の地位と同視できないと主張し、その根拠として、原告がA社における譲渡人の地位を裏付けていた株式のほとんどを取得し、同社における個人株主の中で保有株式数の最も多い筆頭株主の地位を得たこと……を挙げる。

しかしながら、……本件売買取引後のA社における株式の保有割合は、B社、C社、譲渡人及び譲渡人の親族を併せた合計が 47.9%とほぼ全体の半分を占めるのに対して、原告はわずか 6.6%の割合にすぎず、また、B社及びC社における株式の保有割合をみても、譲渡人ないし譲渡人の親族が合計でそれぞれ 75.0%、59.7%であるのに対して、原告はそれぞれ 7.5%、25.3%にとどまっているのであるから、このような数値を見る限り、譲渡人の親族でもない原告が、A社の事業経営に実効的な影響力を与え得る地位を得たものとは到底認められない。

●本件譲渡が実質的に贈与目的で行われたものであるか否か

次に、被告は、本件売買取引は実質的には贈与に等しく、贈与税の負担を免れるため評

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

価通達による評価額を上回ればよいとの基準で価格を定めたものにすぎず、このような場合にまで評価通達を形式的に適用すると租税負担の実質的な公平を害すると主張し、その根拠として、①本件売買取引の株価決定経緯に関する原告の説明は信用できず、異議申立て及び審査請求の際には評価通達に定める配当還元方式によって決定した旨を明言しており、平成 5 年 12 月期の配当金額 10 円に評価通達の配当還元方式を適用すると 1 株当たり 100 円が算出されること、②A 社が高率の利益配当を行っている優良企業であることや、低金利の経済情勢からすると、10%という高い資本還元率が設定されている評価通達どおりの配当還元方式で株価を算定する経済的合理性がないこと、③A 社の取引先ないしその関係者であるという本件売買実例に係る金融機関等との共通性からみても、原告に対してのみ著しく低い価格で株式を譲渡する経済的合理性がないこと、④本件売買取引前後の事情として種々の不自然な点が認められること、⑤本件売買取引が譲渡人側の相続・事業承継対策の一環として行われたものであることを挙げる。

しかしながら、①仮に、本件売買取引の売買価額が評価通達に定める配当還元方式によって決定されたものであったとしても、それが評価通達において同族株主以外の株主が取得した株式についての原則的な評価方法である以上、不合理な価額決定の方法ということではできないし、②個々の非上場会社について当該会社に適用すべき最も適切な資本還元率を個別に設定することは極めて困難なことであって、そのためにこそ、課税実務上は、評価通達において一律に 10%という基準を設定しているものと解されるのであるから、A 社に適用すべき最も適切な資本還元率についての特段の具体的な立証のない本件において、10%という資本還元率を用いることが直ちに経済的合理性を欠くものということもできず、③同じ株式の売買取引であっても、その取引に向けられた当事者の主観的事情は様々であるから、株式の譲渡価格が買主ごとに異なること自体は何ら不合理なことではない。また、④被告の主張する本件売買取引前後の諸事情は、これに対する原告の主張……に照らすと、直ちに不自然、不合理なものとはいえないし、⑤売買取引が譲渡人側の相続・事業承継対策の一環として行われたということが、本件売買取引が実質的に贈与に等しいとか、贈与税の負担を免れる意図が存したということに直ちににつながるものではない。

●通達によるべきでない特別の事情の有無

さらに、被告は、本件売買実例における A 社の株式の売買価額は客観的時価を適切に反映しており、配当還元方式による評価額はこれより著しく低額であるから、このこと自体が特別の事情に当たると主張する。

しかしながら、本件株式のように取引相場のない株式については、その客観的な取引価格を認定することが困難であるところから、通達においてその価格算定方法を定め、画一的な評価をしようというのが評価通達の趣旨であることは前説示のとおりである。そして、本件株式の評価については、評価通達の定めに従い、配当還元方式に基づいてその価額を算定することに特段不合理といえるような事情は存しないことは既に説示したとおりであるにもかかわらず、他により高額取引事例が存するからといって、その価額を採用する

ということになれば、評価通達の趣旨を没却することになることは明らかである。したがって、仮に他の取引事例が存在することを理由に、評価通達の定めとは異なる評価をすることが許される場合があり得るとしても、それは、当該取引事例が、取引相場による取引に匹敵する程度の客観性を備えたものである場合等例外的な場合に限られるものというべきである。

(4) 結論

以上のとおりであって、被告の主張をすべて考慮しても、本件株式について評価通達に定められた評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるとはいえない。したがって、本件売買取引は、相続税法 7 条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」には該当しないから、本件決定処分は違法であり、取消しを免れない。

6. 検討

(1) 相続税法 7 条にいう「時価」は、相続税評価額か、個別評価か

- ・実務上、土地は個別評価が行われているのに対し、取引相場のない株式においては評価通達の準用が行われている。
- ・相続税法 22 条および同 7 条は、同じ相続税法の「時価」という同一用語であるから、実務上、評価通達を準用し、取扱いを同じとすべきである。なぜなら、無償譲渡（又は単純贈与）の時は評価の安全性を考慮し、低額譲渡（又は負担付贈与）の時に考慮しないことにより評価額に差がでることに説明がつかないからである。

【通達による評価を行う場合】

- ・同じ株式を、個人が個人から取得すれば相続税評価額、個人が法人から取得すれば個別時価（所得税）のように、売主が個人か法人かによって評価が異なる現象を生じる。
- ・通達によることが著しく不適当となる場合は、総則 6 項の適用が争われる。

【個別評価を行う場合】

- ・所得税・法人税において、予測可能性が全くない（課税庁はあるときは売買実例、あるときは相続税評価額と主張することができる）ように、みなし贈与も同じ問題を抱えることになる（ケース 1）。
- ・無償による贈与（相続税法 22 条）であれば評価の安全性を考慮した通達による評価に対し、1 円でも対価を伴う低額譲渡（相続税法 7 条）では個別時価により評価され、同じ株式でも評価額に差が生じることになる。

(ケース 1) 時価はいくらか?	
売買実例	@ 2,500
類似会社価額	@ 20,000
類似業種価額	@ 15,000
純資産価額	@ 40,000
配当還元価額	@ 750

(2) 「著しく低い」の判定基準

- ・相続税法においては、所得税法 59 条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）における「譲渡の時ににおける価額の 2 分の 1 に満たない金額（所得税法施行令 169 条）」のような明確な規定がない。
- ・みなし贈与が認定された事例では、対価を『相続税評価額』ないし『時価』と比較して以下の割合（％）にすぎないものは、対価との差額を贈与としている。

判決	比較の対象	相続税評価額	時価
	東京地裁平成 9 年 11 月 28 日	49.9%	
	東京地裁平成 19 年 1 月 31 日	5.7%ないし 21.8%	
	裁決平成 13 年 4 月 27 日		40.5%

- ・一方、みなし贈与と認定されない事例は、対価を『相続税評価額』ないし『時価』と比較して以下の割合（％）であるから「著しく低い価額の対価」といえないとされている。

判決	比較の対象	相続税評価額	時価
	福岡高裁平成 19 年 2 月 2 日	約 94%	
	裁決平成 15 年 6 月 19 日		79.8%
	東京地裁平成 19 年 8 月 23 日		約 78%

- ・また、非上場株式について、時価より「著しく低い」とは、4 分の 3 未満を指すとするもの（大阪地裁昭和 53 年 5 月 11 日）がある。
- ・対価が相続税評価額であれば、これを著しく低いとすることは相続税評価額＝著しく低いということになってしまうから、みなし贈与は適用されないと考えられる。ただし、70%ならどうか、60%ならどうかという問題は解決されない。

(3) 評価方式の検討

- ・今回の譲受人は持ち株割合は 6.6%であり、他に同族株主がいる。
- ・配当還元方式は、従業員株主などの少数株主が、持株割合が僅少で会社の事業経営に対する影響力が少なく、ただ単に配当を期待するにとどまるといった実質のほか、株式の価額を原則的評価方式により算定することは多大の労力を要することから、評価手続の簡便性をも考慮したもの。
- ・本件の原告は、保有株数から算定して、同族株主以外の株主に該当するのであるから、評価通達に定められた評価方法によらないことが正当と是認されるような「特別の事情」のない限り、評価通達に従って配当還元方式により評価されるべきである。

(4) 総則 6 項の適用事例

では、その「特別の事情」とはどのような場合をいうのか。通達により評価を行うこと

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

が「著しく不相当」となる場合には総則 6 項の適用の有無が問題となる。

これまで総則 6 項が適用された事例に以下のものがある。

①	借入金による土地・取引相場のない株式の取得が、相続税の負担の軽減を図る目的であるとして、通達によらず取得価額で評価された事例（東京地裁平成 4 年 7 月 29 日判決、静岡地裁平成 17 年 1 月 21 日判決など）
②	現物出資による A 社 B 社方式において、相続税の負担の軽減を図る目的であるとして、純資産価額の算定にあたって、法人税額等相当額を控除しないで評価する方法が採用された事例（大津地裁平成 9 年 6 月 23 日判決など）
③	同族株主以外の株主の保有する株式につき、純資産価額による買取が保障されている場合に、評価通達に定める配当還元方式によらず、買取価額による評価が採用された事例（東京地裁平成 11 年 3 月 25 日判決など）
④	評価会社の純資産価額の算定にあたって、当該会社が保有する株式の評価につき、評価通達に定める配当還元方式によらず、原則的評価方式が採用された事例（東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決）
⑤	同族株主以外の株主の保有する株式につき、低額な資本組入れの場合には、評価通達に定める配当還元方式によらず、原則的評価方式ないし「一株当たりの資本金額」を「払込金額」とする計算が行われた事例（大阪地裁平成 15 年 7 月 30 日判決、大阪地裁平成 16 年 8 月 27 日判決）
⑥	負担付贈与契約により取得した上場株式について、評価通達に定める以前 3 か月の斟酌をせずに、最終価格をもって評価された事例（東京地裁平成 7 年 7 月 20 日判決）
⑦	上場株式の低額譲渡において、評価通達に定める以前 3 か月の斟酌をせずに、最終価格をもって評価された事例（東京地裁平成 7 年 4 月 27 日判決）

・これまで総則 6 項は、租税回避を防止するために課税庁側から適用されてきた。本件は評価の問題として課税庁側から 6 項の適用が主張されている点で興味深い。

・課税庁は、あるときは通達による評価、あるときは通達によらない評価と使い分けることができる。

・【時価 > 相続税評価額の時】

しかし、本判決の述べる通り、評価通達は、財産の客観的な取引価格を認定することが困難であるところから、その価格算定方法を定め、画一的な評価をしようというのが趣旨である。したがって、課税庁側から、より高額取引事例が存するからといって、その価額を採用することはできない。

・【時価 < 相続税評価額の時】

納税者側からは、通達に従って評価した金額が、法にいう「時価」を超えている場合（いわゆる逆転評価）、違法評価として他の評価方式により評価を行う主張ができる。

例えば、評価の問題に関しては、東京高裁平成 13 年 12 月 6 日判決において、建築基準法のいわゆる接道義務を充足していない土地において、通達による評価ではなく裁判

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

所が依頼した鑑定評価による価額が採用されている。

そのほか、借地権付分譲マンションの底地、傾斜度が 30 度を超えるがけ地、広大地、市街化調整区域内の山林、鉄道高架の隣接する土地の評価において、通達によらない評価（不動産鑑定評価など）が採用されている。

(5) 配当還元方式と特別の事情

- ・配当還元方式が否定された事例は表の通りいくつかあるが、とくに東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決（表④）では、持株割合が 50%未満に抑えられた株主において、50%以上の出資割合を有していなくても、なおある会社を実効的に支配しうる地位にあると認められ、配当還元方式で評価することは相当でない「特別の事情」があるとされている。
- ・一方、相続した株式の持株割合が 5.48%である納税者（同族株主グループ）が、配当還元方式による評価を行うべきと主張した東京地裁平成 8 年 12 月 13 日判決では、持株割合 5%をもって区分することは一般的合理性を有することから、通達の取扱いが個別的に不当となるというためには、相続税評価額が「時価」を超え、これをもって財産の価格とすることが法の趣旨に背馳するといった特段の事情が存することの立証が必要というべきであるとして、納税者の主張を採用していない。

参考文献

- ・大淵博義「財産評価基本通達・総則第 6 項の適用のあり方(上)」『税理』39 卷 11 号〔1996 年〕
- ・大淵博義「財産評価基本通達・総則第 6 項の適用のあり方(下)」『税理』39 卷 13 号〔1996 年〕
- ・大淵博義「相続税法上の財産評価を巡る一考察」『経理研究』第 49 号〔2006 年〕
- ・小池幸造監修・風岡範哉『相続税・贈与税 通達によらない評価の事例研究』現代図書〔2008 年〕

平成 20 年 5 月 30 日
第 21 回租税判例研究会

< 関連法規 >

※傍線報告者

相続税法 7 条 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（略）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（略）により取得したものとみなす。

相続税法 22 条 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

財産評価基本通達 1 (2) 財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（略）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

財産評価基本通達 6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

法人税基本通達 9-1-13 上場有価証券等以外の株式につき法第 33 条第 2 項《略》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
- (2) 略
- (3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（(2)に該当するものを除く。）当該価額に比準して推定した価額
- (4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

法人税基本通達 9-1-14 法人が、上場有価証券等以外の株式（略）について法第 33 条第 2 項《略》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審（資）17「財産評価基本通達」の 178 から 189-7 まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。